

平成 27 年第 1 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 8 号	受理年月日	平 24. 6. 22
件 名	田上団地における安心安全なまちづくりについて（1 項、3 項）		
結 果	平成 27. 3. 23 第 1 回定例会で採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は、1 項 1 号＝抜本的な雨水・浄化槽排水処理対策のため、陳情文書表の別紙地図の B から C までの側溝を大型化するとともに、No. 2 の側溝を分水して、これ以上 No. 3 へ雨水等が流入しないように早急に対策を講じること。1 項 2 号＝既存建築物等の所有者に対して、雨水貯留や浸透枳の設置など出水抑制策の周知徹底を図ること。3 項＝同地図の A から C までの道路は、広木小学校への通学路であると同時に、通勤用の県道等の抜け道として、普段から通行車両が多く混雑が甚だしく、また路面も荒れて危険であるため、市道に編入すること。以上の点について、要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項 1 号＝No. 1 区域の排水については、No. 1 に隣接する区域の開発行為の計画があり、その事前協議において、開発行為完了後、開発区域内及び A から延長約 210m 地点（以下、D とする）間の側溝を含む道路について市に移管することで協議が整っているが、この開発行為については、開発業者から 5 回目の開発行為変更届出書が平成 26 年 12 月 22 日に提出されており、予定工期は、27 年 1 月 1 日から 30 年 12 月 31 日までとなっている。開発行為が完了すると、A から D 区間の側溝が改良されることとなるため、これまで No. 1 の区域から No. 2 の側溝へ排水されていたものが、A 方向の市道田上団地 19 号線へ排水されることになり、改善が図られるものと考えているが、現在まで、開発行為に着手されていないところである。また、No. 2 の側溝の分水については、市道の既設側溝を改良し、No. 1 区域の排水を分水する工事が 24 年 10 月に完了しており、これにより No. 3 付近へ流れる雨水等の流量が軽減されていると考えている。</p> <p>1 項 2 号＝本市は総合治水対策の一環として、個人が所有する住宅を対象に 9 年度から雨水貯留や雨水浸透施設の設置費用の一部を助成しているところであり、当該事業の市民への周知については、市民のひろば等による広報に加え、地区別防災研修会において、当事業の説明やリーフレットを配布するなど普及啓発に努めている。また、新川流域の 15 町内会に対し、26 年 5 月に開催した新川河川改修連絡会において、リーフレットの回覧及び設置をお願いしたところである。当該事業は市民の治水意識の高揚にもつながることから、今後とも引き続き広報活動を行い、市民への周知を図っていきたいと考えている。</p> <p>3 項＝A から C 区間の道路延長約 700m については、地域住民の生活道路として、また、周辺の大型団地等からの通勤や児童生徒の通学などにも利用されていると認識している。市道認定に当たっては、本市認定基準への適合及び用地の無償取得等が要件となるが、これまで当該道路を構成する土地の大部分の地番や境界が明確でなかったため、地権者等からの同意が得られなかった。その後、法務局におい</p>			

て17年6月までに地図が整備されたことから、AからC区間のうち、DからC区間の道路について調査を行ったところ、道路部分の土地が36筆、地権者は延べ59名であることが判明した。このことを受け、市道認定に向けて町内会と連携を図りながら、地権者等に協力要請を行ってきたところ、34筆、56名から寄付の承諾をいただいたところである。その後、DからC区間の道路に接続した新たな開発行為の申請があり、26年12月22日に許可になっているが、当該区域には、これまで協力いただけていない2筆のうちの1筆があり、この開発行為完了後には、当該1筆を市に移管することで事前協議が整っている。最後の1筆についても、新たな開発行為の計画があることから、開発行為の完了後、市に移管するという条件で、現在協議中であり、協議が整えば市道編入にめどがつくことになるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、1項及び3項については、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。

番 号	陳 情 第 36 号	受理年月日	平 26. 2. 3
件 名	これからの勤労青年教育のあり方について		
結 果	平成 27. 3. 23 第 1 回定例会で採択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、1 項＝本市の総合計画または教育振興基本計画の中に勤労青年の存在を明確に位置づけ、勤労青年教育を振興する政策を策定すること。2 項＝前項の計画の策定に当たっては、地域青年団を初めとする勤労青年の声を十分反映すること。3 項＝青年教育を充実させるため、社会教育法第 9 条の 2 に基づく社会教育主事を配置するとともに、青年の学習活動を支援する公民館主事や青年教育施設の職員体制を充実し、あわせて、青年の集団活動や学習活動に対する財政的支援を充実させること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市における勤労青年の教育については、勤労青少年ホームや勤労女性センター、生涯学習プラザ、地域公民館等を整備するとともに、当該施設で講座や研修会を開催するなど、青少年教育や成人教育の中で取り組んできている。そのような中で、1・2 項＝第五次総合計画における勤労青年の教育に関連する施策については、基本目標である「学ぶよろこびが広がる誇りあるまち」において、基本施策である「生涯学習の充実」を推進していくため、単位施策として「青少年の健全育成」、「家庭・地域の教育力の向上」、「生涯学習環境の充実」の 3 つを掲げ各種事業に取り組んでいる。

また、教育振興基本計画においては、「生涯を通じて自らを磨き、生活や職業に必要な知識等を継続的に習得することができる生涯学習社会の実現」、「学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上」、「我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、社会の形成に主体的に参画する人材の育成」という 3 つの教育の取り組みにおける視点を踏まえ、教育施策の方向性として「道徳心や社会性を養い、心身ともにたくましい子どもを育成する」、「家庭や地域の教育力を高め、社会全体で人づくりを進める」、「スポーツや文化の振興を図るとともに、だれもが、いつでも、どこでも学べる環境づくりに努める」の 3 つを掲げ各種事業に取り組んでいる。

なお、両計画の策定に当たっては、学識経験者を初め、関係団体の代表者や公募市民等で構成する総合計画審議会及び教育振興基本計画検討委員会の設置のほか、市民への意識調査、パブリックコメント手続や意見交換会等の実施により、広く市民から意見をいただいたところである。

3 項＝市教育委員会事務局における職員体制については、社会教育にかかわる生涯学習課や地域公民館などに社会教育主事有資格者を 15 人配置しているほか、勤労青年の教育を支援する施設についても必要な職員を配置している。また、勤労青年の教育に対する財政的支援については、勤労青少年の健全育成と福祉の増進を図ることを目的に各種講座や行事等を実施するため勤労青少年ホームの運営を行っているほか、青年の社会参加や地域づくりを推進するため勤労青年等の希望に応じて青年教養セミナーを開設し、同セミナーが主催する研修会の講師謝金等を支援しているところである。

以上のように、本市においては、全ての項目において、一定の取り組みは行っているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。

番 号	陳 情 第 40 号	受理年月日	平 26. 7. 8
件 名	市指定「保存樹」の育成管理のあり方について		
結 果	平成 27. 3. 23 第 1 回定例会で採択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、白山姫神社境内にある 2 本のモミの木について、条例に基づく保存樹の指定を解除しないよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、保存樹の指定制度については、昭和 49 年 1 月 9 日から制度が開始され、平成 16 年 3 月 31 日までは、鹿児島市民の環境をよくする条例、16 年 4 月 1 日以降は、鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例を根拠としている。

制度の目的は、自然環境を保護し、人と自然との共生に関する意識の高揚を図ることであり、指定の流れとしては候補樹木を把握し、専門家の意見聴取後、所有者の同意を得て指定することになり、指定後は所有者へ指定通知書を送付するほか、敷地へ標識を設置することとなる。

指定後の保存樹の保護及び管理等については、所有者（占有者及び管理者を含む）は日常の管理を、本市は奨励金の交付のほか、樹木医による定期診断を年 2 回実施し、その診断結果に基づき、必要な場合は樹勢回復措置を行うこととなっている。

また、指定解除については、保存樹が滅失、枯死等により指定の理由が消滅したときや公益上の理由その他特別な理由があるときに解除されることになり、制度開始からこれまで、枯死によるもの 6 本、台風による倒木 3 本、落雷による破損 1 本、倒伏の危険があるもの 1 本の合計 11 本について指定解除を行っており、現在、市指定の保存樹は 42 本となっている。

同神社境内にある 2 本のモミの木は、ともに昭和 49 年 9 月 20 日に保存樹に指定されており、土地の所有者は白山姫神社、樹木の管理者は雀ヶ宮町内会となっている。

当該保存樹に係るこれまでの経緯については、平成 26 年 4 月 18 日、同神社は市長に対し、保存樹としての指定解除申請書を提出し、その後、社務所建設及び保存樹伐採の公告看板を神社内に設置した。これに対し、保存樹を管理している同町内会は 5 月 15 日、同神社に対し、公告看板に対する抗議書を送付したほか、6 月 10 日、市長に保存樹の指定解除をすべきではない旨の陳情書を提出するとともに、7 月 8 日には本市議会に同趣旨の陳情書を提出した。8 月 21 日には、同神社の社務所建設をめぐり、建設反対の看板を設置した同町内会に対して、同神社が工事妨害禁止を求めた仮処分申請に対する第 1 回審尋が鹿児島地方裁判所で開かれた。また、同神社代理人（弁護士）が本市に対し、8 月 27 日に保存樹の所有権等に関する照会書、9 月 17 日に同町内会への保存樹の管理依頼の中止を求める要望書を送付している。その後、11 月 25 日に同町内会に対する同仮処分申請が取り下げられた。

本市は 12 月 10 日に、同代理人と面会し、同神社境内の保存樹の指定解除については、要件に該当しない旨を説明するとともに、同神社から提出された保存樹の指定解除申請書の取り下げの意思確認を行ったところ、12 月 19 日に、同神社から同申請書の取下書が提出された。また、あわせて、同町内会に

対する保存樹の管理行為に関する準委任契約を解除したことを理由に、27年1月1日付で保存樹の管理者を同町内会から同神社へ変更する届出書が提出されたところである。

これら一連の経緯を踏まえ、本市は26年12月26日に同町内会の会長と面会し、同神社が保存樹の指定解除申請書を取り下げたこと、また、同町内会から同神社へ管理者を変更する届出書が提出されたことを説明するとともに、27年1月13日には同町内会に対し保存樹の管理者の変更及び奨励金の交付について正式に文書により通知したところである。

本市としては、同神社境内にある2本の保存樹については、条例に規定された保存樹の指定解除の要件に該当しないことから、今後とも市指定の保存樹として保存していかねばならないと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。

